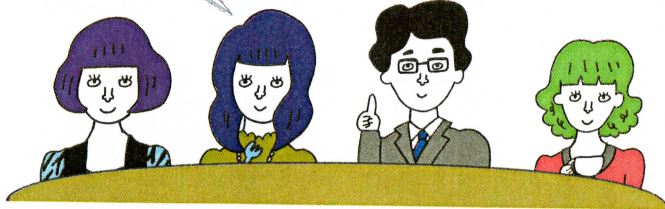


相続財産を 計算したいんです～

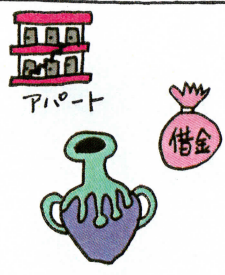


春美 その子 伊藤 和子

9月号の恵規さんの話に触発されてその子さんも相続財産がいくらになるのか、気になりましたよ。でも、相続財産の金額なんて、どうやって計算するのかしら？、こんな疑問が浮かんだ瞬間、足は迷わずいつもの喫茶店へ。伊藤先生、出番ですよ！



いとう・りょうた(伊藤亮太)
スクラージャパン副社長。CFP、DC
アドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に
独立系FP会社スクラージャパンを設
立。マネー・ライフプランニングの提
案、保険の見直し、証券取引所など
での資産運用に関する講演など多方面
で活躍。資産運用や保険などに関す
る書籍も多数執筆
FP伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
スクラージャパン
<http://www.skirr-jp.com>



その子ねえ、春美。相続財産って、どう評価するのかしら…
春美 はっ、どろしたの。何かあった？
その子 なんか、この間の恵規の話聞いてたら、私の場合、いくら相続財産があるのか、気になっちゃって。自分で計算って、できるものなのかしら？
春美 そんなこと、考えたこともないわよ。和子、知ってる？
和子 知るわけないでしょ(笑) 伊藤先生、出番ですよ！
伊藤 オホッ…。えい、今日は相続財産の評価方法についての質問ですか？ これって、受け継ぐ財産が何かによって、だいぶ、違ってきますよその子 一般的によくある相続財産だけでいいんです

伊藤では、基本的なお話からいきたいと思います。まず相続財産の評価は、基本的に時価が原則で、その評価時点は、般に被相続人が死亡した日となります。でも、時価っていわれども、実際に、どう計算すればいいのか迷っちゃいますよね。そこで国は、財産の種類ごとに評価方法を定めた「財産評価基本通達」という指標を出していて、通常は、これに従って評価することになるんです。

てことね

伊藤 簡単にいえばそういうことですね。次に上場株式について見ていきます。証券取引所に上場している株式の場合、下の図表の①、④のうち最も低い価額で評価することになります。これは、相続開始日における各月の平均株価のうち、最も低い価額で評価するという意味です

その子 一番低い価額なのは、ありますか？
伊藤 そうですね。あとは土地や建物の評価についてもみておきましょうか。評価方法はパターンによっていろいろ分かれていますので、まずは基本となるお話をしておきます

しょう。まず土地に関しては、国税庁が公表する相続税路線価(路線価方式の場合)もしくは市区町村が公表する固定資産税評価額(倍率方式の場合)による評価が基本となります。簡単にいえば、主に市街地は相続税路線価を基準にして、郊外地は固定資産税評価額を基準にして評価すると思っただい結構です。あとは土地の利用形態によって計算の仕方は変わると思ってください

春美 なるほど。土地の計算は結構大変そうですね
伊藤 自分で利用しているのか、人に貸しているのかなど、ケースによって評価額が異なってきますからね。それと建物のほうですが、自宅の

株式の評価方法

- ①課税時期(相続開始日)の終値
 - ②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額
 - ③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額
 - ④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額
- このうち、もっとも低い価額が評価の対象になります

春美 なんか頭痛くなってきた。もうちょっと、やさしく教えて！
伊藤 では具体的に説明しますよ。まず預貯金ですが、被相続人が預金していた金額は、定期預金が普通預金かによって評価計算が異なります。定期預金の場合、相続開始時までに得られた利子(経過利子)といえます。税金20%を差し引いた後の金額になります。普通預金の場合、相続開始時点の預入残高によって評価します

その子 定期預金は利息を考慮、普通預金はその時の残高で評価するって、

伊藤 自分で利用しているのか、人に貸しているのかなど、ケースによって評価額が異なってきますからね。それと建物のほうですが、自宅の

その子 なるほど、これで大まかな評価方法はわかりました。いろいろあって大変ですけど、実際に計算できるよう勉強します！